

台風15号・19号からの復興を目指して



9月9日⑩に台風15号が千葉県を通過し、神崎町においても強風の影響で多くの家屋、建物、農業施設が被害を受けました。

町内で発生した多数の倒木により大規模停電が発生し、町内全域にわたり不自由な生活を余儀なくされました。最長で2週間にも及んだ停電により地下水をポンプで汲み上げている家庭では断水が発生、通信障害により電話が使えなくなるなど、日常生活がままならない状況が続きました。

また、台風15号の影響が残る中、10月12日から13日にかけて再び大型の台風19号が関東に上陸。前回を上回る勢力の台風により、被災した家屋が再び危険に晒され、住民に大きな不安を与えました。台風が過ぎ去った後には上流で降った記録的な豪雨により利根川が増水。再び避難所を開設し、災害に備えることとなりました。

災害を通して、町民の皆様をはじめ、町内外から多大なるご支援をいただきました。町では、復旧・復興に向けて全力で取り組んでおります。多くのご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

り災証明書の発行

台風により家屋等に被害を受けられた方に、り災証明書を発行しています。

左記のものを持参のうえ、役場1階町民課税務係までお越しください。

▼持参するもの

・被害写真（現像または印刷したもの）
・印鑑

▼問合せ 町民課税務係 ☎ 2112

町税の減免について

台風により住宅（人が居住する住まい）が被害を受けた場合、町税の減免を受けられる場合があります。対象者は町で発行した『り災証明書』において、り災程度が「半壊以上」の方です。

（り災程度が一部損壊並びに被災証明書の方は対象とはなりません。）

▼問合せ 町民課税務係 ☎ 2112

住宅の被害状況に応じた支援策について

台風により住宅が被害を受けた場合、被害の程度（半壊・一部損壊等）に応じた支援策を準備しています。支援策が準備でき次第、ご案内いたしますのでご確認ください。

▼問合せ 総務課 ☎ 2111